

# 初山別村地域防災計画の修正概要

## 1 初山別村地域防災計画について

初山別村地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条及び初山別村防災会議条例（昭和 38 年初山別村条例第 1 号）の規定に基づき、初山別村防災会議が作成する計画であり、防災対策を推進するための基本的事項を定め、本村における防災の万全を期することを目的としています。

本計画は、村が行うべき予防、応急、復旧等の災害対策を中心に、各防災関係機関等の責務を明らかにして、それぞれが協力して防災に当たるもので、国の防災基本計画や北海道地域防災計画との整合を図るとともに、国、道等の防災関係機関及び住民や事業者等と連携をとりながら、本村の災害特性にあわせた災害対策に関する総合的かつ基本的な指針を定めています。

## 2 修正の背景

初山別村では、平成 18 年度に国の防災基本計画及び北海道地域防災計画と整合を図り、災害対策に関する総合的かつ基本的な指針となる「初山別村地域防災計画」を作成し、以降、津波避難計画や各種ハザードマップを作成するなど、災害対策を推進してきたところです。

しかし、東日本大震災をはじめ、これまで想定していた規模を上回る災害が頻発している状況を受け、国では、災害対策の基本方針である災害対策基本法並びに各種法令の改正や防災基本計画の修正等を行っているほか、道においても、防災に係る課題と対策を検討し、北海道地域防災計画の見直し等を行っています。

このため、本村においても、災害対策基本法をはじめとする各種法令の改正並びに防災基本計画及び北海道地域防災計画等と整合を図り、防災・減災対策の基本となる計画の見直しを行うものです。

## 3 見直しの方向性

初山別村地域防災計画については、平成 18 年度以降、計画の改定を行っていないことから、国及び道における計画の改定を受け、東日本大震災での教訓を踏まえた災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を新たに防災の基本方針とし、全面的な見直しを行います。

- ① 防災関連法令（災害対策基本法、水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等）の改正や国の防災基本計画の修正等による見直しを行う。
- ② 北海道地域防災計画（平成 28 年 5 月）の反映及び整合による見直しを行う。
- ③ 上記のほか、村の組織機構に合わせた庁内体制や業務の見直し等に伴い、必要となる修正を行うとともに、各種時点情報の反映を行う。

また、本計画を具体的に実施するに当たって必要な細部の計画については、地域防災計画の修正と並行して、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」、「職員初動マニュアル」の作成を進めており、引き続き、各種防災関連マニュアルの作成・見直しを推進し、日頃からの備えと的確な災害対応に努めるものとします。

[ 国及び道による近年の主な計画改定状況 ]

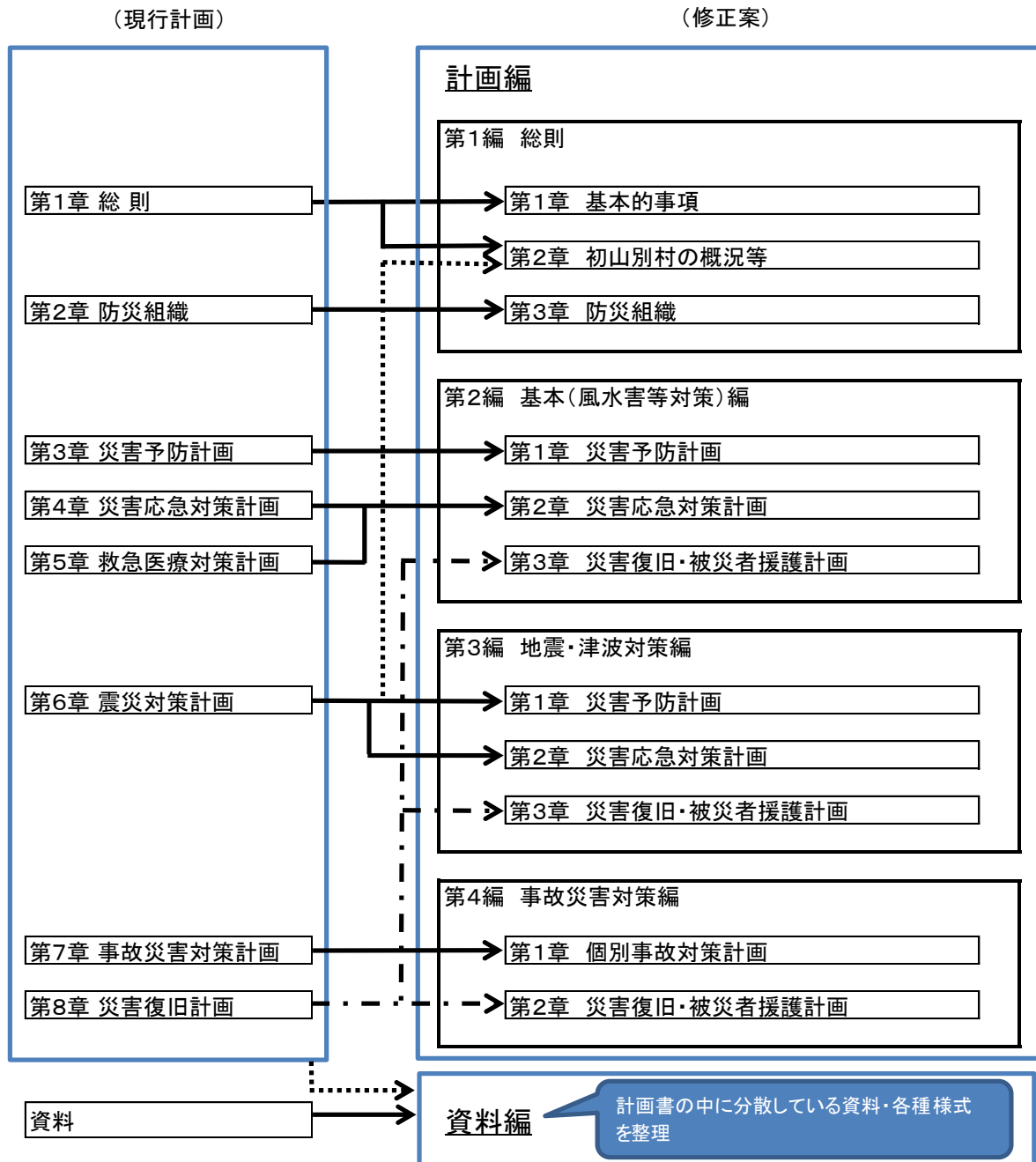
防災基本計画	北海道地域防災計画
<p><u>平成 23 年 12 月</u></p> <p>○東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化、最近の災害等を踏まえた防災対策の見直しの反映。</p>	<p><u>平成 24 年 6 月</u></p> <p>○地震・津波対策の強化</p> <p><u>平成 25 年 1 月</u></p> <p>○新たな津波浸水予測図の反映等</p>
<p><u>平成 24 年 9 月</u></p> <p>○災害対策基本法の改正【第 1 弾改正】、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告等を踏まえた大規模広域災害への対策の強化（各編）</p>	<p><u>平成 25 年 5 月</u></p> <p>○災害対策基本法の改正【第 1 弾改正】に伴う修正（情報収集・伝達・共有、防災教育の強化等）</p>
<p><u>平成 26 年 1 月</u></p> <p>○災害対策基本法の改正【第 2 弾改正】、大規模災害からの復興に関する法律の制定等を踏まえた大規模災害への対策の強化（各編）</p>	<p><u>平成 26 年 3 月</u></p> <p>○災害対策基本法の改正【第 2 弾改正】に伴う修正（指定緊急避難場所、要配慮者対策の強化等）</p>
<p><u>平成 26 年 11 月</u></p> <p>○災害対策基本法の改正（放置車両及び立ち往生車両対策の強化）、平成 26 年 2 月豪雪の教訓を踏まえた修正（自然災害対策に係る各編）</p>	<p><u>平成 27 年 6 月</u></p> <p>○防災関係法令の改正に伴う修正等（放置車両対策、土砂災害に係る警戒避難体制の強化等）</p>
<p><u>平成 27 年 3 月</u></p> <p>○原子力防災体制の充実・強化に伴う修正（原子力災害対策編のみ）</p> <p><u>平成 27 年 7 月</u></p> <p>○最近の災害対応の教訓を踏まえた対策の強化に伴う修正（各編）</p> <p><u>平成 28 年 2 月</u></p> <p>○最近の制度改正、災害対応の教訓等を踏まえた対策の強化に伴う修正（各編）</p> <p><u>平成 28 年 5 月</u></p> <p>○中央防災会議防災対策実行会議「水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ」報告を踏まえた修正（各編）</p>	<p><u>平成 28 年 5 月</u></p> <p>○防災関係法令の改正に伴う修正等（土砂災害への対策強化、浸水被害への対応強化、近年の災害対応の教訓を踏まえた運用の改善等）</p>

## 4 修正の概要

### (1) 初山別村地域防災計画の全体構成

初山別村地域防災計画は、北海道地域防災計画の内容・構成を考慮した上で、現行計画から全面に見直しを行い、「計画編」と「資料編」で構成するものとします。

#### [ 初山別村地域防災計画の全体構成 ]



## (2) 修正のポイント

今回の修正に当たっては、主に次の項目に重点を置き、見直しを行っています。

### ○ 東日本大震災を踏まえた各種防災対策の強化・推進

#### ① 平素からの防災への取組の強化

- 「減災」の考え方の明記などによる防災の基本理念の明確化
- 過去の災害教訓等の保存や、伝承を行う住民等の取り組みの積極的な支援の実施
- 多様な主体の参画、企業防災の促進、地区防災計画の作成など平素からの防災への取組の強化

#### ② 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

- 緊急指定避難場所の指定及び整備、屋内安全確保措置の導入
- 避難指示等の具体性と迅速性の確保
- 避難行動要支援者名簿の作成及び管理

#### ③ 被災者保護対策の改善

- 指定避難所の指定・整備や、男女共同参画の視点に立った避難所運営等
- 被災者支援のための情報基盤の整備
- 被災者に係る安否情報の提供実施体制の整備
- 災害時における円滑な「罹災証明書」の交付や「被災者台帳」の導入等による被災者保護対応能力の向上
- 広域一時滞在及び被災者の広域避難のための運送の支援要請

#### ④ 大規模広域災害に対する即応力の強化

- 広域一時滞在
- 災害緊急事態の布告時における住民の協力等
- 国による被災地方公共団体の支援強化
- 法律に基づく規制の特例の追加
- 緊急災害対策本部が設置される程度の災害を受けた場合の代行措置の要請や大規模災害からの復興に関する法律の活用等

#### ⑤ 東日本大震災を踏まえた地震・津波災害対策の強化

- 二つのレベルの津波想定と対策の推進
  - 発生頻度はきわめて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、防災意識の向上、各種施設等の整備など、地域の状況に応じた総合的な対策の推進）
  - 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化等の観点から、海岸保全施設等の整備の促進）
- 津波避難体制の整備（ハザードマップ・避難計画等の整備及び住民等への周知等）
- 災害に強いまちづくりの推進（住宅・建築物の耐震化の推進、震災建築物応急危険度判定実施体制の明確化）

## ○ 防災基本計画の改定等に基づく対策の強化

### ① 土砂災害対策の強化（土砂災害防止法の一部改正を踏まえた修正）

#### ○土砂災害に係る警戒避難体制の強化

- ・土砂災害警戒区域における警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供し、住民に周知

#### ○適時的確な避難行動の周知

- ・指定緊急避難場所は、災害の種別に応じて指定していること。
- ・避難の際には発生する災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すること。
- ・避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うこと。

#### ○避難勧告等の適時的確な発令基準の設定

- ・土砂災害警戒情報が発表された場合に、直ち避難勧告等を発令すること基本した具体的な避難勧告等の発令基準の設定
- ・土砂災害警戒区域等を避難勧告等の発令単位として事前に設定

#### ○避難準備情報の活用

- ・一般住民に対する避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に避難行動を開始すること求める避難準備情報を伝達
- ・避難勧告等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供

### ② 浸水被害への対応強化（水防法の一部改正）

#### ○雨水出水に係る水位情報の通知及び周知

- ・必要に応じて、想定し得る最大規模の降雨により浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知

#### ○浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

- ・浸水想定区域の指定があった場合の警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供し、住民に周知

#### ○高潮発生時における避難勧告等の適時的確な発令基準の設定

- ・高潮警報等が発表された場合に直ち避難勧告等を発令することを基本した具体的な避難勧告等の発令基準の設定

#### ○北海道水防計画に基づく必要な修正の反映等

### ③ 放置車両対策

#### ○公安委員会による道路管理者に対する移動要請と道路管理者による放置車両の移動

○ その他災害に備えた防災体制の強化・各種災害への対応等

① 災害応急活動体制の強化

○最新の組織機構に応じた体制、所掌事務及び配備動員基準の見直し

- ・災害対策本部体制、所掌事務及び配備動員基準の見直し
- ・村長の不在等の場合の本部長の職務代理順位の明記
- ・防災関係機関が連携して設置する災害対策現地合同本部について追加
- ・配備の長期化への配慮

○情報収集・伝達に係る対策の整理

- ・特別警報の導入等の気象業務法の改正に伴う修正、緊急地震速報に関する記述の修正及び各種伝達系統図の見直し
- ・地理空間情報、防災共通地図等の活用及び住民等への災害情報の伝達手段の多重化・多様化
- ・道による人的被害数の一元な集約・調整等

② 物資及び防災資機材等の整備・確保

○救助活動・救援物資集積拠点の指定等

- ・被災地からの要請がなくても必要と見込まれる支援物資を国や他の地方公共団体が物資を確保して送り込む、いわゆる「プッシュ型」の物資確保・輸送への留意

③ 業務継続性の確保等

○災害応急対策を中心とした業務の継続確保するための業務継続計画の策定に関する事項の明記

○住宅・建築物の耐震化の推進、震災建築物応急危険度判定実施体制の明確化

④ その他北海道地域防災計画との整合に伴う修正並びに現況・時点修正等

○災害応急対策計画及び災害復旧・被災者援護計画の構成等の見直し

○災害救助法その他関係法令の改正等に伴う修正

○その他北海道地域防災計画との整合に伴う必要な修正、用語の見直し、時点修正等

## 5 主な修正事項

### (1) 第1編 総則

章・節	主な修正内容
<b>第1章 基本的事項</b>	
第3節 計画推進に当たっての基本となる事項	○災害対策基本法と北海道防災対策基本条例の基本理念を踏まえ、被害の最小化とともに、災害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を明示するなど、計画推進に当たっての基本となる事項を追加
第6節 計画の基本方針	○防災関係機関の実施責任を明確にするとともに、北海道地域防災計画との整合及び組織改正等による時点情報の修正等 ○住民及び事業者の責務について、「自助」「共助」の観点から整理 ○災害緊急事態の布告があったときの協力について追加 ○住民及び事業者による地区内の防災活動の推進について追加 ○各主体が連携した運動展開に向けた内容に整理
<b>第2章 初山別村の概況等</b>	
第1節 自然的条件 第2節 社会的条件 第3節 災害の概況	○自然条件、社会条件及び災害の概況等について、内容を整理
第4節 地震・津波の想定	○北海道地域防災計画に基づき、北海道地方における地震・津波の想定を更新
<b>第3章 防災組織</b>	
第1節 組織計画 第2節 動員配備計画	○最新の組織機構に合わせ、災害対策本部組織及び動員配備基準等を整理 ○村長の不在等の場合の、本部長の職務代理順位や非常配備の長期化への配慮等を明記 ○防災関係機関が連携して設置する災害対策現地合同本部について追加

### (2) 第2編 基本（風水害等対策）編

章・節	主な修正内容
<b>第1章 災害予防計画</b>	
	○科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえた改善について追加 ○災害応急対策及び災害復旧に資する事業者との協定等の協力体制構築について追加
第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画	○北海道地域防災計画に基づき、記載内容を整理 ○防災に関する動向や各種データの発信、過去に起こった大災害の教訓等の各種資料の収集・整理・保存・公開、地域の防災活動におけるリーダーの育成に関する努力義務を追加 ○配慮すべき事項として、東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発への努力義務等を追加 ○学校における防災に関する計画やマニュアルの策定促進を追加

章・節	主な修正内容
第2節 防災訓練計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多様な主体による訓練の実施等の記述を整理</li> <li>○土砂災害避難訓練や複合災害に対応した訓練の実施について追加</li> </ul>
第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災基本計画に基づき、食料、飲料水等の備蓄の啓発当たっては、「2～3日分」から「最低3日間、推奨1週間」分に変更</li> <li>○地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握のほか、防災資機材倉庫の整備に努めることを明記</li> </ul>
第4節 相互応援（受援）体制整備計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相互応援（受援）体制の整備、災害時におけるボランティア活動の環境整備について内容を整理</li> </ul>
第6節 避難体制整備計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難場所・避難所の区別を明確化</li> <li>○指定避難場所の指定その他の避難場所の確保等について追加</li> <li>○指定避難所の指定その他の避難所の確保等について追加</li> <li>○広域一時滞在への対応に関する記述を追加</li> <li>○暖房及び発電機用燃料の確保を追加</li> <li>○公共用地等の有効活用への配慮に関する記述を追加</li> <li>○国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を反映</li> <li>○防災マップ等の作成及び住民への周知について改めて明記</li> <li>○避難指示・避難勧告のほかに避難準備情報を追加</li> <li>○被災者の広域避難のための運送の支援その他の避難誘導体制の構築について追加</li> </ul>
第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全体計画の策定、要配慮者の把握、避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有並びに福祉避難所の指定その他の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組について追加（国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組方針」を踏まえた修正）</li> </ul>
第8節 情報収集・伝達体制整備計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報の収集・伝達手段及び体制並びに平時における情報交換及び情報伝達体制の整備等について整理</li> </ul>
第9節 建築物等災害予防計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物の防火対策、耐震対策等について記載内容を拡充</li> </ul>
第10節 消防計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消防業務等に関しては、別途定める「北留萌消防組合消防計画」に移行する形に変更</li> <li>○第二次北海道消防広域化推進計画の踏襲その他消防体制の整備等に係る項目整理及び記載内容の修正</li> </ul>
第11節 水害予防計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保について追加</li> <li>○雨水出水に係る水位情報の通知及び周知に関する事項を追加</li> <li>○北海道水防計画に基づく水防計画の修正</li> </ul>
第15節 高波、高潮災害予防計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高潮警報等が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定することを明記</li> </ul>



章・節	主な修正内容
第16節 土砂災害予防計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○土砂災害に係る警戒避難体制の強化</li> <li>○適時的確な避難行動の周知、避難勧告等の適時的確な発令基準の設定など土砂災害への対策の強化</li> </ul>
第18節 複合災害に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○複合災害発生可能性の認識と職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実、防災関係機関相互の連携強化等、平時の備えの充実等について記載</li> <li>○図上訓練や実働訓練の実施に努めることやそれを踏まえた各種計画・マニュアル等の充実について記載</li> <li>○複合災害時の住民の防災対策に関する知識の普及・啓発について記載</li> </ul>
第19節 業務継続計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害応急対策を中心とした業務の継続確保するための業務継続計画の策定に関する事項の明記</li> </ul>
<b>第2章 災害応急対策計画</b>	
第1節 気象等に関する情報の収集・伝達計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○気象業務法の改正に伴う特別警報の追加</li> <li>○気象警報等に関する各種伝達系統図を実態に合わせて修正</li> </ul>
第2節 災害情報収集・伝達計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道庁及び振興局の連絡先を記載</li> <li>○災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者による地理空間情報、防災共通地図等の活用について追加</li> </ul>
第3節 災害通信計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等を整理するとともに、通信途絶時等における措置を具体的な記述に修正</li> </ul>
第4節 災害広報・情報提供計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○Lアラートの活用、ポータルサイト・サーバー運業者への要求の追加など、住民に対する広報の方法を整理</li> <li>○安否情報の提供について追加</li> <li>○各機関に共通する住民広報及び報道機関への協力について整理</li> </ul>
第5節 避難対策計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○屋内での待避等の安全確保措置の指示について追加</li> <li>○水防管理者の対応について追加</li> <li>○避難準備情報の活用について追加</li> <li>○避難の勧告、指示又は避難準備情報の周知に関し、迅速かつ円滑な避難に資する多様な手段及び効果的な活用について追加</li> <li>○適切な手段及び避難支援等関係者の避難行動支援者名簿を活用した情報伝達による避難行動要支援者に関する早期の避難行動促進への配慮について追加</li> <li>○道による被災者の運送について追加</li> <li>○避難行動要支援者の避難行動支援対策について追加</li> <li>○避難所における生活環境の整備について追加</li> <li>○災害発生以前の避難所の開設に対応するなど内容を整理</li> <li>○広域一時滞在について追加し、実施手順を明確にするとともに、内閣総理大臣による協議等の代行など必要な事項について記載</li> </ul>

章・節	主な修正内容
第 6 節 応急措置実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○村長等以外の者による警戒区域の設定要件について追加するとともに、村等が実施する応急措置内容について整理</li> <li>○知事又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長による村長が実施する応急措置の代行について追加</li> </ul>
第 7 節 自衛隊派遣要請計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○派遣要請に係る記載内容を整理</li> </ul>
第 8 節 広域応援・受援計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「相互応援（受援）体制整備計画」との間で平常時の取組と災害発生時の取組について整理</li> <li>○「職員応援派遣計画」を本節に統合</li> <li>○リエゾン派遣、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の受入体制の整備について追加するとともに、国や他の地方公共団体が物資を確保して送り込む、いわゆる「プッシュ型」の物資確保・輸送があることについて記載</li> </ul>
第 10 節 救助救出計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員自らの安全確保を図りつつ、発災当初の 72 時間における人的・物的資源の優先的配分に関する記述を追加</li> </ul>
第 11 節 医療救護計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療救護活動における基本的な方針を明記するなど記載を整理</li> <li>○臨時の医療施設に関する法律上の特例について追加</li> </ul>
第 12 節 防疫計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消毒方法に関する事項や家畜防疫に関する事項について内容を整理</li> </ul>
第 13 節 災害警備計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○北海道地域防災計画との整合を図る修正</li> </ul>
第 14 節 交通応急対策計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路管理者による放置車両の移動及び公安委員会による道路管理者に対する移動要請について追加</li> <li>○緊急輸送のための交通規制について、事前届出制度の普及等に関する記述を追加</li> <li>○緊急輸送道路等の確保に関する事項を追加</li> </ul>
第 16 節 食料供給計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食料供給全般の取扱いを整理した上で、主要食料の調達に関する記述等を修正</li> </ul>
第 19 節 石油類燃料供給計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○石油類燃料の確保について追加</li> </ul>
第 23 節 応急土木対策計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害の原因に豪雨、豪雪、落雷、暴風、竜巻、洪水その他の異常な気象現象を追加するとともに、被害種別を見直し</li> </ul>
第 25 節 住宅対策計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消防法第 17 条の規定の適用除外措置について追加</li> </ul>
第 26 節 障害物除去計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共用地等の有効活用への配慮に関する記述を追加</li> </ul>
第 27 節 文教対策計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○仮校舎等の建築に関する仮運動場の建設の検討など、北海道地域防災計画の内容を反映</li> </ul>

章・節	主な修正内容
第 28 節 行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画	○安置場所の確保に関する記述を追加 ○墓地、埋葬等に関する法律に規定する手続の特例を定めることができることについて追加
第 31 節 廃棄物等処理計画	○災害に伴い生じた廃棄物の処理処分について内容を整理 ○環境大臣が廃棄物処理特例地域に指定した場合における必要な措置について追加
第 34 節 災害救助法の適用と実施	○所管省庁を厚生労働省から内閣府に変更するなど必要な修正事項を反映
<b>第 3 章 災害復旧・被災者援護計画</b>	
○災害対策基本法の基本理念、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分による廃棄物処理、大規模災害からの復興に関する法律に基づく被災地の復興などについて明記	
第 2 節 被災者援護計画	○「被災者援護計画」を新設し、以下の内容を記載 ○罹災証明書の交付について ○被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供について ○融資・貸付等による金融支援について ○義援金の募集及び配分について

### (3) 第 3 編 地震・津波災害対策編

章・節	主な修正内容
<b>第 1 章 災害予防計画</b>	
第 1 節 住民の心構え	○北海道地域防災計画等に基づき、住民の心構えを整理
第 2 節 地震・津波に強いまちづくり推進計画	○無電柱化の促進等、道路法改正に伴う修正 ○ため池ハザードマップの推進について記載 ○短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す「津波につよいまちづくり」を追加
第 10 節 津波災害予防計画	○津波災害対策の検討に当たっては、2つのレベルの津波を想定することを基本とし、津波警戒の周知徹底など、防災基本計画に追記された部分等を修正
<b>第 3 章 災害応急対策計画</b>	
第 1 節 地震・津波に関する情報の収集・伝達計画	○緊急地震速報に関する事項のほか、大津波警報関連の記述の追加など、警報等の種類、地震・津波に関する情報の種類や伝達系統を実態に即して修正
第 7 節 津波災害応急対策計画	○住民等の避難・安全の確保に関する対策を整理
第 22 節 被災建築物安全対策計画	○震災建築物応急危険度判定実施体制の明確化 ○「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づく石綿飛散防災対策を追加

### (4) 第 4 編 事故災害対策編

北海道地域防災計画との整合による情報連絡系統図、記載内容等を修正